

京都市告示第 30 号

昭和63年9月1日京都市告示第136号（河川法による河川工事の施行）の一部を河川法第16条の3第2項の規定により，次のように改めます。

平成22年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤河川 改修事業 新川	新川	京都市西京区川島滑 樋町 51 番地の 1 の 1 地先	京都市西京区下津林 芝ノ宮町 300 番地の 2 地先	890m

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成32年3月31日まで

参考

昭和63年9月1日京都市告示第136号（平成10年6月25日京都市告示第156号により一部変更）

1 河川の名称及び区間

名 称	区 間			
		上 流 端	下 流 端	延 長
新川	左岸	京都市西京区川島 滑樋町 51 番地の 1 の 1 地先	京都市西京区牛ヶ瀬堂田 3 番 地の 2 地先の中橋第 1 橋	1,480m
	右岸	京都市西京区川島 滑樋町 51 番地の 4 地先		
	京都市南区久世上久世町 560 番地の新川排水機場			

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成22年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)